

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で柔軟な安心を。

被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申込みいただけません。

毎月コツコツ
積み立て感覚

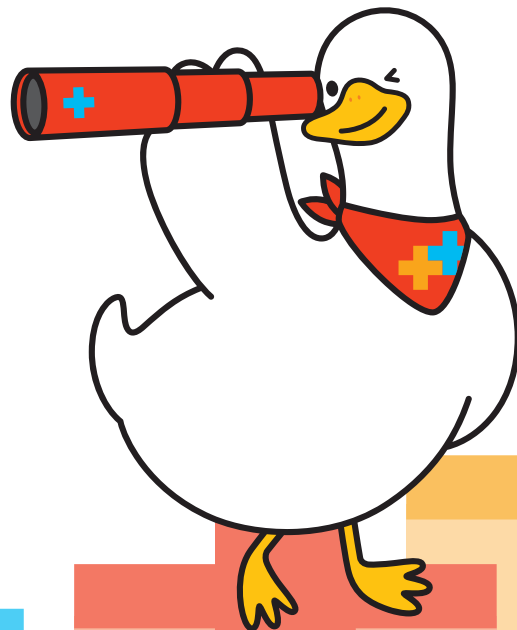
月払

9～10ページ [クリック](#)

お手元の
余裕資金を活用

一括払

11～13ページ [クリック](#)



「生きる」を創る。

Aflac

契約年齢(*)

満18歳～満75歳

(*)保険料払込期間などによって
契約年齢は異なります。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

貯蓄(教育資金や老後生活資金準備など)

介護や障がいの保障

死亡時の保障

病気やケガの保障(がんや重大疾病の保障も含む)

対応する商品・特約

資産形成と保障のハイブリッド ツミタス

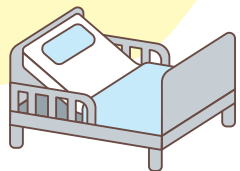
このパンフレットではご案内していません [がんや重大疾病\(特定の疾病\)の保障](#)

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の特長	詳細は 2 ページ クリック
介護についてご存じですか？	詳細は 4 ページ クリック
ご契約例(月払・一括払)	詳細は 9 ページ クリック
将来のコース選択	詳細は 14 ページ クリック
支払事由	詳細は 18 ページ クリック
要支援・要介護度の目安	詳細は 20 ページ クリック
生命保険を活用した相続準備のポイント	詳細は 21 ページ クリック
ご契約後のサービス 暮らしと介護サポート	詳細は 25 ページ クリック
Q&A	詳細は 29 ページ クリック
ご確認ください	詳細は 35 ページ クリック

年齢を重ねるにつれ、 不安や悩みはつきません…

持病があるし、
いまから保険加入は
難しいかな…



退職金など、
まとまった資金を
着実に増やせ
ないかな



将来、
自分が介護状態に
なったら
どうしよう…



いまから長い間
保険料を
払い続けるのは
避けたいな

介護の費用って
どれくらい
かかるの？



今の貯金や
年金だけで
将来の生活資金が
足りるかな…

子どもや
孫のために
お金をのこして
おきたいな





万が一の介護や死亡の保障を備えながら、 老後の生活に向けた準備をはじめませんか。

特長①
備える


死亡保障に加え、**介護**保障も備えられます

介護の現状については [4~8ページ クリック](#)

特長②
増やす

将来に向けた資産を**着実に増やせます**

一定期間経過した後に解約した場合、解約払戻金はお支払いいただいた保険料より多く受け取れます。

 保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります（ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります）。

詳しくは [9~13ページ クリック](#)

特長③
無告知で

健康状態を問わず**無告知**でお申し込みできます

※被保険者が、今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません。

ご契約後の サービス



くらしと
介護サポート

プラス

介護の専門家が
幅広いお悩みや
不安に向き合い
解決をサポートする
無料相談サービス
です。

詳しくは [25~28ページ クリック](#)

介護についてご存じですか？



介護が必要になる割合はどのくらい？

75歳以上では6.5人に1人、90歳以上では2.2人に1人の割合で要介護2以上となっています。人生100年時代の今、介護は決して他人事ではありません。

■ 要介護2以上と認定される人の割合

75歳以上

6.5人に1人

80歳以上

4.6人に1人

85歳以上

3.1人に1人

90歳以上

2.2人に1人

厚生労働省「令和6年 人口動態統計」、「令和5年度 介護保険事業状況報告(年報)」をもとにアフラック作成

要介護の状態については、[20ページ クリック](#)をご確認ください。

介護についてご存じですか？



何が原因で介護が必要になるの？

認知症が原因で介護が必要になるとイメージする方が多いかもしれませんが、**脳血管疾患(脳卒中)**も同じくらいの割合で介護の原因となっています。

さらに、**骨折・転倒**といったケガで介護が必要になるなど、**原因はさまざま**です。

■ 介護が必要となった主な原因

1位	認知症	16.6%
2位	脳血管疾患(脳卒中)	16.1%
3位	骨折・転倒	13.9%
4位	高齢による衰弱	13.2%
5位	関節疾患	10.2%

厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成

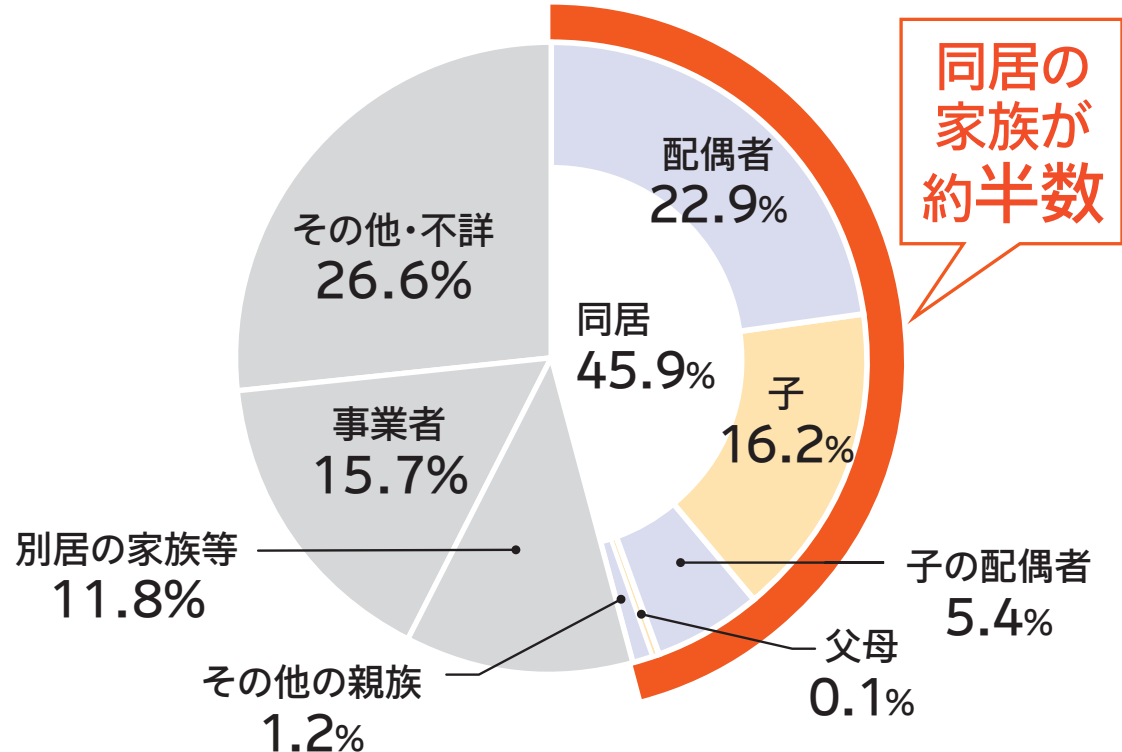
介護についてご存じですか？



誰に介護してもらう？

介護をする方の**半数近くを同居の家族**が占めており、ご本人だけでなく**家族の身体的・精神的負担、経済的な負担**も心配です。

■ 主な介護者の割合



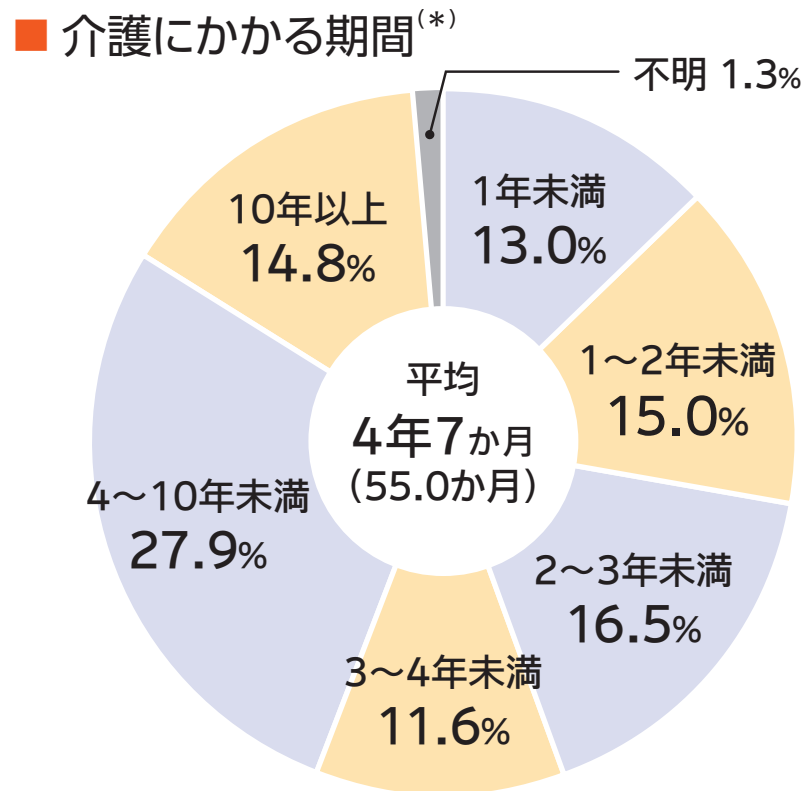
厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成
※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

介護についてご存じですか？



介護にかかる期間はどのくらい？

介護にかかる平均期間は4年7か月ですが、
年齢や要介護度など、
個人の状態により**期間はさまざま**で、
10年以上と長期にわたることもあります。



(*) 過去3年間に、高齢で要介護状態(寝たきりや認知症など)になった家族や親族の介護の経験がある人に、介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)を尋ねたもの
(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査 第I編 2人以上世帯」
をもとにアフラック作成

※端数処理の関係で内訳の合計は100%とならないことがあります。

介護についてご存じですか？



介護にかかる費用はどのくらい？

介護状態になった場合、**介護の平均期間(4年7か月)**でかかる費用は**約542万円**となっています。
月々の費用はもちろん、初期費用として**住宅改造や介護用ベッドの購入など**
一時的にかかる費用もあるため、まとまったお金があると安心です。

■ 介護に要した平均費用



(*1)「掛かった費用はない」を0円として平均を算出 (*2)公的介護保険サービスの自己負担費用を含む (*3)「支払った費用はない」を0円として平均を算出
(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査 第I編 2人以上世帯」をもとにアフラック作成

毎月コツコツ積み立て感覚で、資産形成をしながら介護・死亡にも備えたいお客様へ

保険料を試算することができます。

右のコードを読み取って簡単アクセス



「ご提案書」を希望される場合は募集代理店までお問い合わせください。

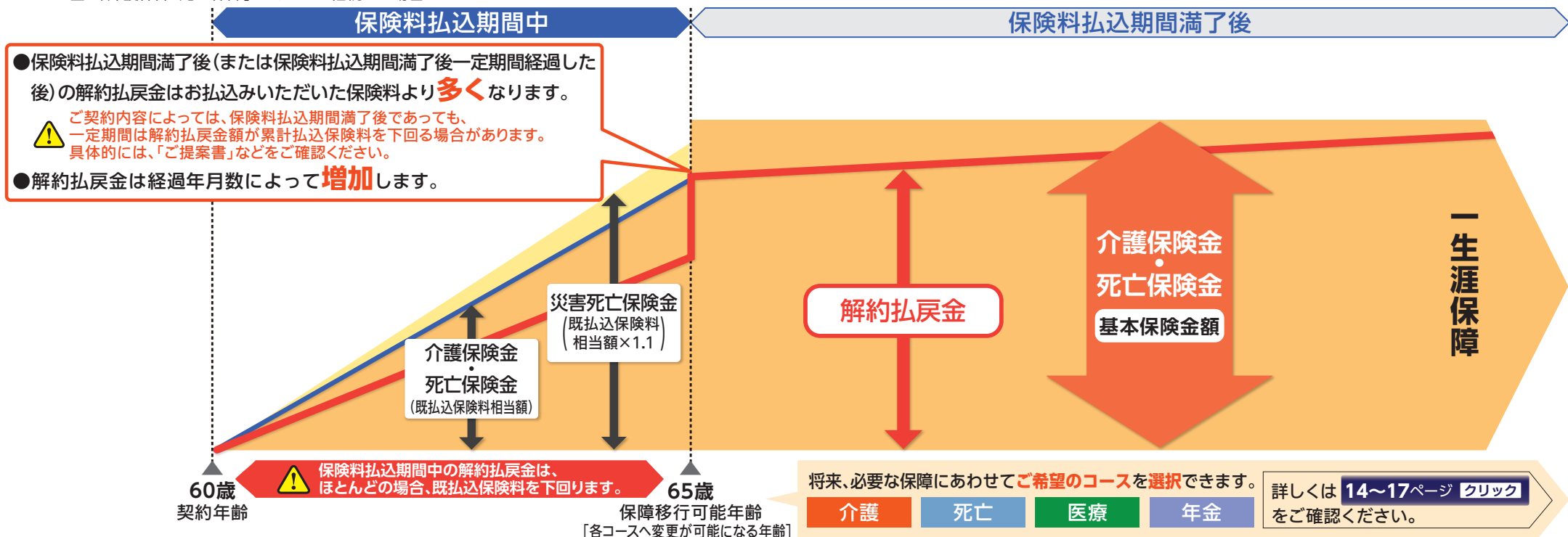
ご契約例

契約者・被保険者：60歳

●保険期間：終身 ●保険料払込期間：5年払済 ●保障移行可能年齢：65歳

イメージ図：「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合

既払込保険料 — 解約払戻金 — 介護保険金 死亡保険金 — 災害死亡保険金



- 保険料払込期間満了後(または保険料払込期間満了後一定期間経過した後)の解約払戻金はお払込みいただいた保険料より**多**くなります。
 ⚠️ ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります。具体的には、「ご提案書」などをご確認ください。
- 解約払戻金は経過年月数によって**増加**します。

⚠️ 保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります。

将来、必要な保障にあわせて**ご希望のコース**を選択できます。

- 介護
- 死亡
- 医療
- 年金

詳しくは **14~17ページ** [クリック](#) をご確認ください。

●介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金は、いずれか1回のお支払いとなります(いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します)。 ●災害死亡保険金は保険料払込期間中のみ保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。 ●保険料払込期間中の解約払戻金額を当社規定により計算した解約払戻金の70%(既払込保険料に対する割合ではありません)に設定しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。 ●短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。 ●解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。

毎月コツコツ積み立て感覚で、資産形成をしながら介護・死亡にも備えたいお客様へ

保険料を試算することができます。

右のコードを読み取って簡単アクセス



「ご提案書」を希望される場合は募集代理店までお問い合わせください。

保険料払込期間は、**最短5年**からお選びいただけます。

■保険料払込期間

・歳払済

(60歳・65歳・70歳・75歳)

・年払済

(5年・10年・15年・16年・17年・18年・19年・20年・21年・22年)

※契約年齢によって、お選びいただける保険料払込期間などが異なります。

基本保険金額は、ご希望にあわせてお選びいただけます。

■基本保険金額

200万円～3億円までお選びいただけます。

※満18歳以上満24歳以下、満71歳以上の方は1億円まで

※基本保険金額500万円以上より保険料の高額割引制度が適用されます。

保険料の割引には以下の2種類があります。

①基本保険金額500万円以上1,000万円未満

②基本保険金額1,000万円以上

※保険金建・保険料建からご選択いただけます。

介護保険金の支払事由

公的介護保険制度にもとづく **要介護2** 以上の状態に該当していると認定されたとき

支払事由の詳細や、**要介護2** の状態については、

18～20ページ **クリック** をご確認ください。



一括払
(全期前納)

お手元の余裕資金を活用して、資産形成をしながら介護・死亡にも備えたいお客様へ

保険料を試算することができます。

右のコードを読み取って簡単アクセス

「ご提案書」を希望される場合は募集代理店までお問い合わせください。

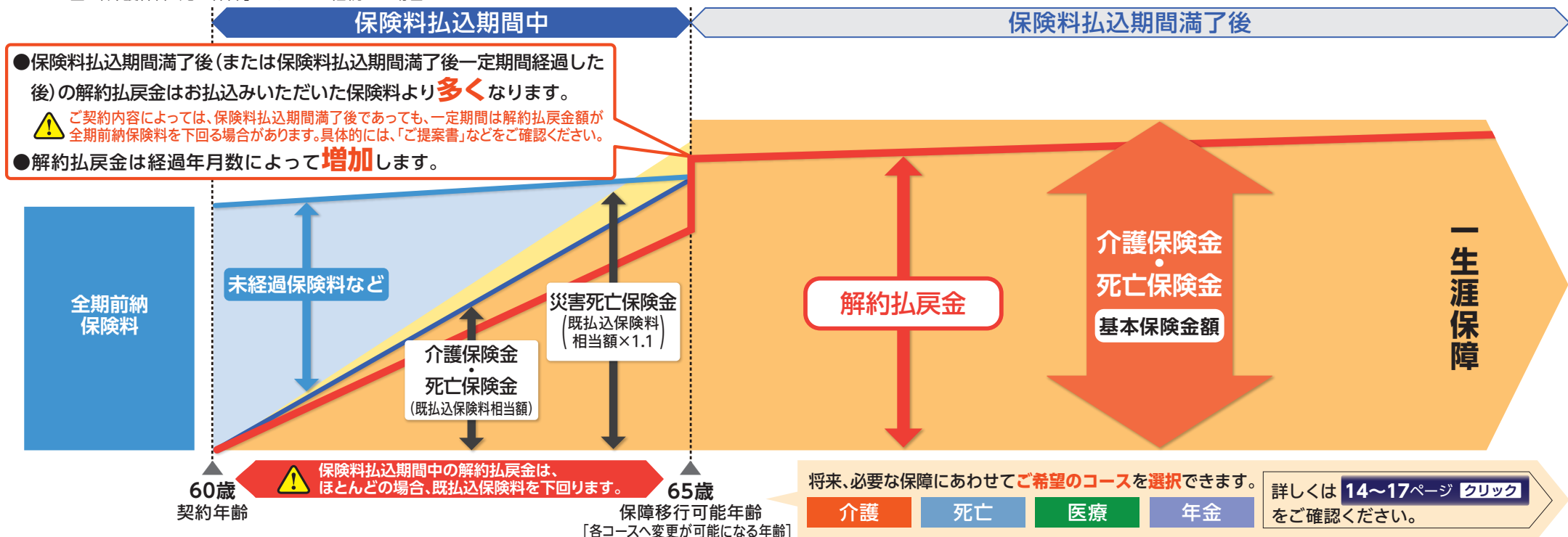
ご契約例

契約者・被保険者：60歳

●保険期間：終身 ●保険料払込期間：5年払済 ●保障移行可能年齢：65歳

イメージ図：「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合

既払込保険料 — 解約払戻金 — 介護保険金 死亡保険金 災害死亡保険金



●介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金は、いずれか1回のお支払いとなります(いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します)。 ●災害死亡保険金は保険料払込期間中のみ保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。 ●保険料払込期間中の解約払戻金額を当社規定により計算した解約払戻金の70%(既払込保険料に対する割合ではありません)に設定しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。 ●短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。 ●解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。

次ページへ続く

お手元の余裕資金を活用して、資産形成をしながら介護・死亡にも備えたいお客様へ

保険料を試算することができます。

右のコードを読み取って
簡単アクセス



「ご提案書」を希望される場合は募集代理店までお問い合わせください。

一括払(全期前納)とは、保険料払込期間の満了日までの保険料を契約時に一括してお払込みいただくお取扱いです。

※契約時に一括でお払込みいただいた保険料(全期前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。そのため、契約成立時に保険料払込期間が満了するものではありません。



全期前納保険料には当社所定の前納割引率が適用されるため、年払で毎年保険料を支払う場合の累計払込保険料と比較して、保険料負担が小さくなります。

◎ 一括払(全期前納)でご契約されたときの保険料払込期間中のお取扱い


支払事由に該当したとき	「介護保険金・死亡保険金(既払込保険料相当額)」をお支払いするとともに、未経過保険料などをお返します。(*)
解約したとき	所定の解約払戻金をお支払いするとともに、未経過保険料などをお返します。

(*) 災害死亡保険金の支払事由に該当したときは、「災害死亡保険金(既払込保険料相当額×1.1)」をお支払いするとともに、未経過保険料などをお返します。

お手元の余裕資金を活用して、資産形成をしながら介護・死亡にも備えたいお客様へ

保険料を試算することができます。

右のコードを読み取って簡単アクセス



「ご提案書」を希望される場合は募集代理店までお問い合わせください。

保険料払込期間は、**最短5年**からお選びいただけます。

■保険料払込期間

・歳払済

(60歳・65歳・70歳・75歳)

・年払済

(5年・10年・15年・16年・17年・18年・19年・20年・21年・22年)

※契約年齢によって、お選びいただける保険料払込期間などが異なります。

基本保険金額は、ご希望にあわせてお選びいただけます。

■基本保険金額

200万円～3億円までお選びいただけます。

※満18歳以上満24歳以下、満71歳以上の方は1億円まで

※基本保険金額500万円以上より保険料の高額割引制度が適用されます。

保険料の割引には以下の2種類があります。

- ①基本保険金額500万円以上1,000万円未満
- ②基本保険金額1,000万円以上

介護保険金の支払事由

公的介護保険制度にもとづく **要介護2** 以上の状態に該当していると認定されたとき

支払事由の詳細や、**要介護2** の状態については、

18～20ページ [クリック](#) をご確認ください。

将来のコース選択

将来、必要な保障をご自身で選んで備えることができます。

ご契約例 保険料払込期間:5年払済(保障移行可能年齢:65歳)

60歳 ご契約時

65歳 保障移行可能年齢



- コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

▲そのまま継続する(介護・死亡同額保障コース)以外にも、5つのコース(15~17ページ)から選択可能です。健康状態に関わらず選択いただけます(*)

(*) コース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

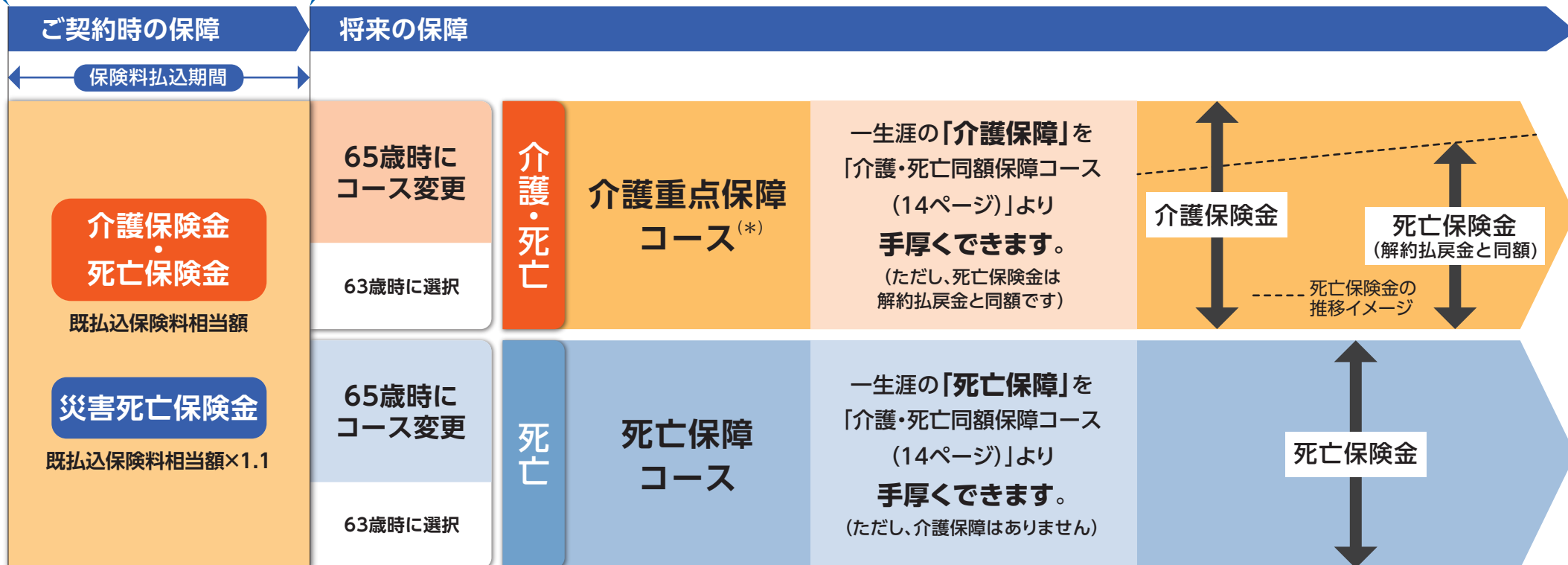
将来のコース選択

将来、必要な保障をご自身で選んで備えることができます。

ご契約例 保険料払込期間:5年払済(保障移行可能年齢:65歳)

60歳 ご契約時

65歳 保障移行可能年齢



- コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(*) コース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

将来のコース選択

将来、必要な保障をご自身で選んで備えることができます。

ご契約例 保険料払込期間:5年払済(保障移行可能年齢:65歳)

60歳 ご契約時

65歳 保障移行可能年齢

ご契約時の保障

将来の保障

保険料払込期間

介護保険金
・
死亡保険金

既払込保険料相当額

災害死亡保険金

既払込保険料相当額×1.1

65歳時に
コース変更

63歳時に選択

医療

医療保障
コース

一生涯の「医療保障」を
備えることができます。

コース変更後の保障内容は
31~32ページ **クリック**
をご覧ください

疾病入院給付金

災害入院給付金

手術給付金

放射線治療給付金

先進医療一時金

健康祝金

プラス

介護保険金・死亡保険金



- コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

次ページへ続く

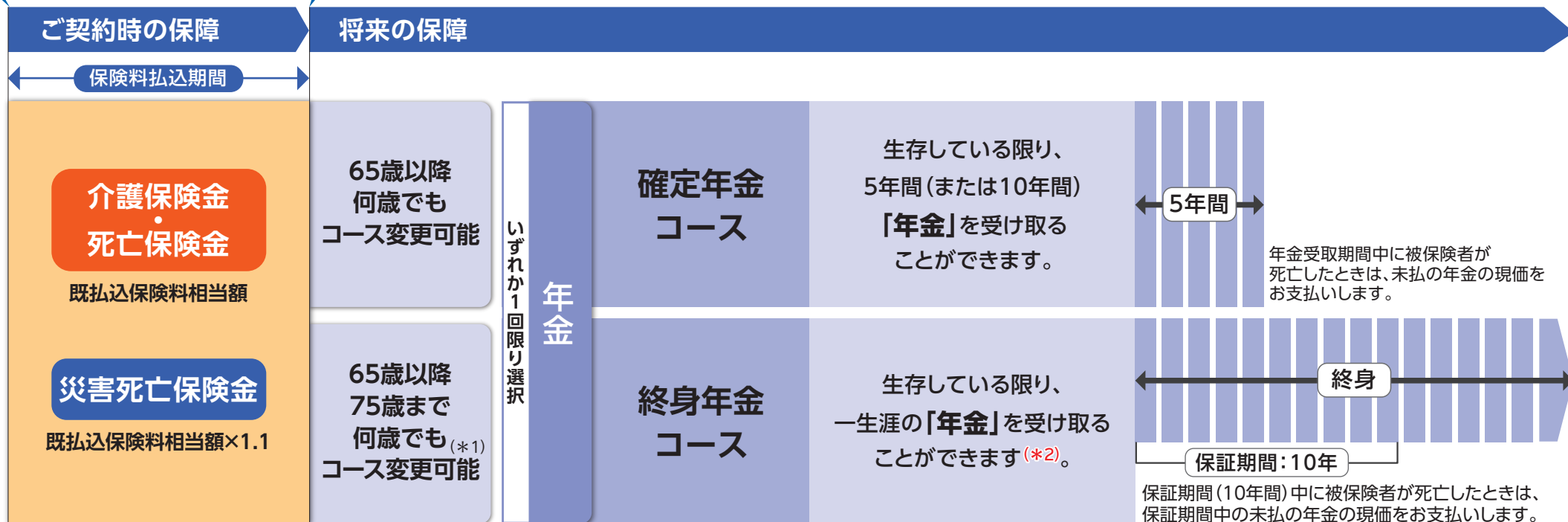
将来のコース選択

将来、必要な保障をご自身で選んで備えることができます。

ご契約例 保険料払込期間：5年払済(保障移行可能年齢：65歳)

60歳 ご契約時

65歳 保障移行可能年齢



- コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(*1) 保障移行可能年齢80歳を選択された場合、「終身年金コース」への変更はできません。

(*2) 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金の受取総額が累計払込保険料を下回ることがあります。

支払事由

保険金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称 資産形成と保障のハイブリッド ツミタス

正式名称 無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕

保険料払込期間中の支払事由

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	<p>つぎの①および②のすべてに該当したとき</p> <p>①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと</p> <p>②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと</p> <p>※40歳未満の場合、公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護認定を受けることができないため、介護保険金のお支払対象となりません。</p> <p>要介護度の目安については、20ページ クリックの「公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護度の目安」をご確認ください。</p>	既払込保険料相当額 ^(*2)	(*3) いずれか 1回限り
死亡保険金	<p>死亡したとき</p> <p>※災害死亡保険金をお支払いする場合は、死亡保険金のお支払いはありません。</p>		
^(*1) 災害死亡保険金	<p>つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき</p> <p>②所定の感染症によって死亡したとき</p>	既払込保険料相当額 ^(*2) ×1.1	

(*1)災害死亡保険金は保険料払込期間中のみ保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。

(*2)被保険者が支払事由に該当した日の解約払戻金額が既払込保険料相当額を超える場合は解約払戻金額と同額となります。

(*3)いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します。

支払事由

保険金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称 資産形成と保障のハイブリッド ツミタス

正式名称 無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕

保険料払込期間満了後^(※1)の支払事由

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	<p>つぎの①および②のすべてに該当したとき</p> <p>①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと</p> <p>②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと</p> <p>要介護度の目安については、20ページ クリックの「公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護度の目安」をご確認ください。</p>	基本 保険金額	^(※2) いずれか 1回限り
死亡保険金	死亡したとき		

(※1)「介護・死亡同額保障コース」の支払事由は、「保険料払込期間満了後の支払事由」と同様です。その他のコースに変更した場合の支払事由などについては、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(※2)いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します。

要支援・要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護度は、介護を必要とする度合いに応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。

軽度



要介護度



重度



要介護度	要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
状態の目安	<p>起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある。</p> <p>掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。</p>	<p>起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。</p> <p>掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。</p> <p>この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。</p>	<p>起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。</p> <p>食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。</p> <p>物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。</p>	<p>起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。</p> <p>食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。</p> <p>認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状(*)がみられることがある。</p>	<p>起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。</p> <p>座位保持に何らかの支えを必要とする。</p> <p>食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。</p> <p>全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状(*)がみられる。</p>	<p>起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。</p> <p>日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。</p> <p>意思の疎通ができないことが多い。</p>

要介護2以上と認定された場合、本商品の介護保険金のお支払対象となります

※要支援・要介護度は、一人ひとりの状況や介護を必要とする度合いに応じて個別に判定されるため、状態像の定義はありません。目安として、参考にしてください。

(*)行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとにアブラック作成

生命保険を活用した相続準備のポイント

生命保険ならではの機能を活用し、大切なご家族に「しっかり」「スムーズに」のこせます。

2026年3月現在の税制などの関係法令などにもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

のこしたい人にのこすことができます

●生命保険であれば、原則として遺産分割協議の対象外^(*)なので、**あらかじめ指定した受取人に指定した金額をのこせます。**



(*)相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、受取人の固有財産とみなされない場合があります。

生命保険を活用した相続準備のポイント

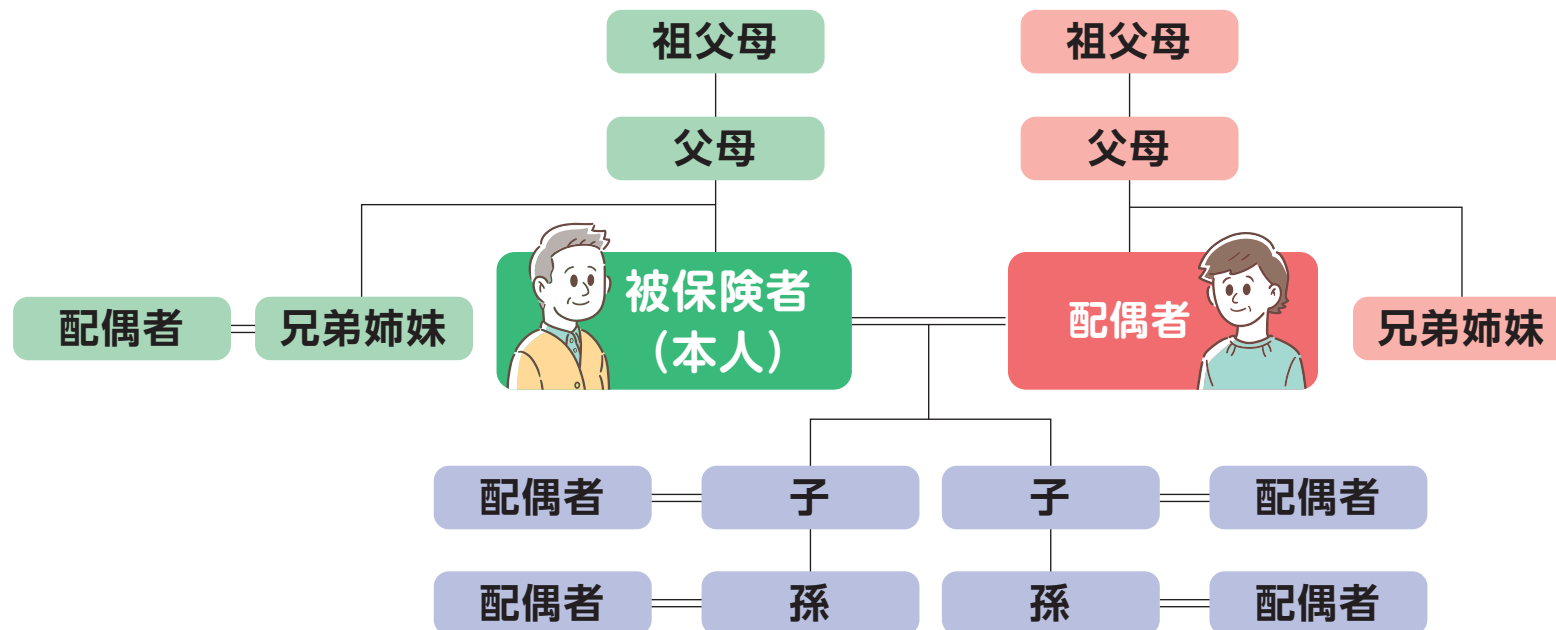
生命保険ならではの機能を活用し、大切なご家族に「しっかり」「スムーズに」のこせます。

2026年3月現在の税制などの関係法令などにもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

のこしたい人にのこすことができます

●「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」は、死亡保険金受取人に被保険者の配偶者または2親等内の親族をご指定いただけます。

※ご契約時点で2親等内の親族がない場合はアフラックまでお問い合わせください。



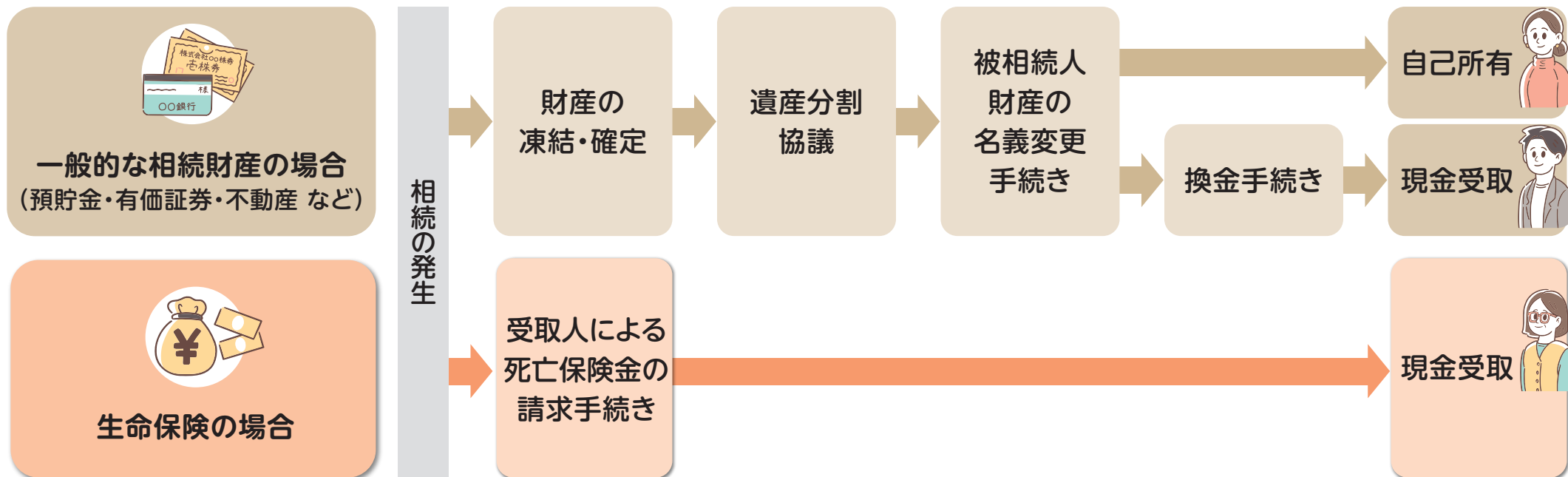
生命保険を活用した相続準備のポイント

生命保険ならではの機能を活用し、大切なご家族に「しっかり」「スムーズに」のこせます。

2026年3月現在の税制などの関係法令などにもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

スムーズに現金化できます

- 遺産分割協議の対象となる預貯金・有価証券・不動産などの相続財産は、現金化に時間がかかります。
一方で、死亡保険金であれば、すぐに使えるお金を確保することができ、葬儀代やお墓代、当面の生活資金、納税資金としてご利用いただけます。



生命保険を活用した相続準備のポイント

生命保険ならではの機能を活用し、大切なご家族に「しっかり」「スムーズに」のこせます。

2026年3月現在の税制などの関係法令などにもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税枠があります

- 生命保険の死亡保険金は、「死亡保険金の非課税枠」の適用となります。

死亡保険金の非課税枠

500万円×法定相続人の数^(*)

(*)相続放棄をした人も含みます。

※契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

※すべての相続人が受け取った保険金の合計額が上記によって計算した非課税限度額を超えると、その超える部分が相続税の課税対象になります。

ご契約後の サービス



くらしと 介護サポート



本サービスの
詳細はこちら

**介護の専門家(コンシェルジュ)が幅広いお悩みや
不安に向き合い解決をサポートする相談サービスです。
お電話・チャットでのご相談は何度でも無料でご利用いただけます。**

介護の専門家(コンシェルジュ)とは？

介護の専門家(コンシェルジュ)とは、介護支援専門員(ケアマネジャー)・
社会福祉士・看護師などの資格を有し、シニアのくらしと介護の相談対応
の経験がある専任サポートチームのメンバーです。



くらしと介護サポートの詳細は、サービスウェブサイト(<https://kurashi-kaigo.jp/lp/aflac>)をご確認ください。

- くらしと介護サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。
- くらしと介護サポートで提供する各種サービスの内容は、2026年6月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。
- くらしと介護サポートはアフラックのすべての保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)のご契約者様とご家族様の介護に関して相談できるサービスです。
- くらしと介護サポートへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、グループ会社またはグループ会社の提携先が提供します。
- くらしと介護サポートのご利用は日本国内に限ります。くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、一部対応エリアに限られる場合があります。
- くらしと介護サポートのご利用は、お客様とグループ会社との間の利用規約(<https://kurashi-kaigo.jp/terms/aflac>)に基づきます。

ご契約後の サービス



くらしと 介護サポート



本サービスの
詳細はこちら

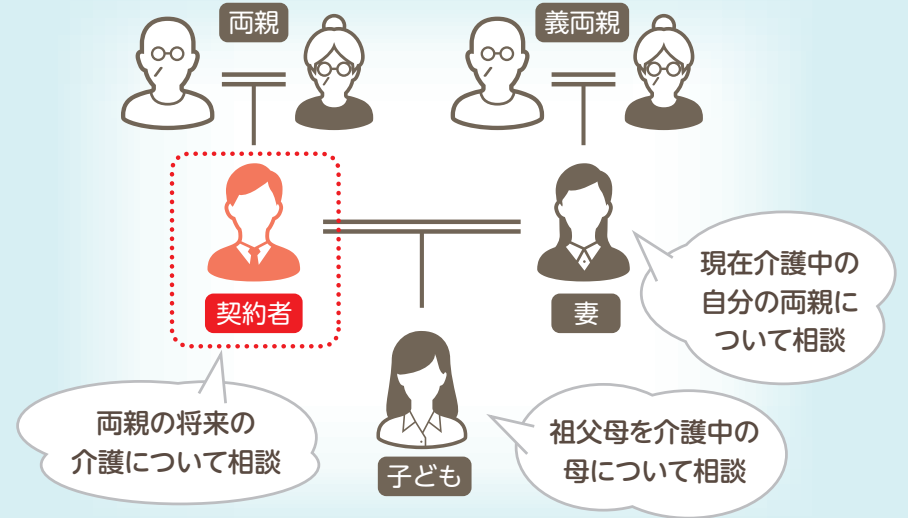
「くらしと介護サポート」3つの特長

特長1

アフラックのすべての保険の
**ご契約者様と
そのご家族様**がご利用できます。

ご家族であればどなたでもご利用いただけます。
※知人や友人に関するご相談はできません。

<ご利用例>



くらしと介護サポートの詳細は、サービスウェブサイト(<https://kurashi-kaigo.jp/lp/aflac>)をご確認ください。

- くらしと介護サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。
- くらしと介護サポートで提供する各種サービスの内容は、2026年6月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。
- くらしと介護サポートはアフラックのすべての保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)のご契約者様とご家族様の介護に関して相談できるサービスです。
- くらしと介護サポートへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、グループ会社またはグループ会社の提携先が提供します。
- くらしと介護サポートのご利用は日本国内に限ります。くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、一部対応エリアに限られる場合があります。
- くらしと介護サポートのご利用は、お客様とグループ会社との間の利用規約(<https://kurashi-kaigo.jp/terms/aflac>)に基づきます。

ご契約後の サービス



くらしと 介護サポート



本サービスの
詳細はこちら

「くらしと介護サポート」3つの特長

特長2

幅広いお悩みに
介護の専門家が
(コンシェルジュ)
よりそいます。

介護中のお悩みはもちろん、将来の介護や
漠然としたお悩みもお気軽にご相談ください。

<ご利用例>

介護前



遠方で一人で
暮らす母に何かあった
ときのために、今からできる
準備はありますか？

[40代女性]



[40代男性]

父の要介護認定の
申請を考え始める
目安はありますか？

介護中



軽度認知障害と
診断された妻の
要介護認定の申請手順を
教えてもらえますか？

[60代男性]



[50代女性]

母を介護する
父の負担を
軽減する方法は
ありますか？

くらしと介護サポートの詳細は、サービスウェブサイト(<https://kurashi-kaigo.jp/lp/aflac>)をご確認ください。

- くらしと介護サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。
- くらしと介護サポートで提供する各種サービスの内容は、2026年6月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。
- くらしと介護サポートはアフラックのすべての保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)のご契約者様とご家族様の介護に関して相談できるサービスです。
- くらしと介護サポートへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、グループ会社またはグループ会社の提携先が提供します。
- くらしと介護サポートのご利用は日本国内に限ります。くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、一部対応エリアに限られる場合があります。
- くらしと介護サポートのご利用は、お客様とグループ会社との間の利用規約(<https://kurashi-kaigo.jp/terms/aflac>)に基づきます。

ご契約後の サービス



くらしと 介護サポート



本サービスの
詳細はこちら

「くらしと介護サポート」3つの特長

特長3

**相談内容を
まとめたレポート**をお送りします。

途中でメモを取る必要がなく、ご相談に集中できます。

- チャットでのご相談の場合は、レポートをお送りしません。
- レポートの閲覧にはWeb会員登録(無料)が必要です。
レポートのお受け取りにはご相談から数営業日かかる場合があります。



※画像はイメージです。

くらしと介護サポートの詳細は、サービスウェブサイト(<https://kurashi-kaigo.jp/lp/aflac>)をご確認ください。

- くらしと介護サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。
- くらしと介護サポートで提供する各種サービスの内容は、2026年6月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。
- くらしと介護サポートはアフラックのすべての保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)のご契約者様とご家族様の介護に関して相談できるサービスです。
- くらしと介護サポートへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、グループ会社またはグループ会社の提携先が提供します。
- くらしと介護サポートのご利用は日本国内に限ります。くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、一部対応エリアに限られる場合があります。
- くらしと介護サポートのご利用は、お客様とグループ会社との間の利用規約(<https://kurashi-kaigo.jp/terms/aflac>)に基づきます。

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の特長 **3**ページに戻る **クリック**

目次に戻る **クリック**

Q&A みなさんの疑問にお答えします。

Q1 介護が必要になったら、何歳からでも 公的介護保険のサービスを受けられますか？

A1

公的介護保険は、所定の年齢から介護サービスを受けることができる制度です。要介護状態となった原因を問わず公的介護保険のサービスを受けられるのは65歳からです。なお、40歳～64歳の場合は、対象となる疾病が限定されます。

※2026年3月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

■ 公的介護保険の被保険者の範囲

要介護状態 の原因	年齢	39歳以下 (公的介護保険制度の対象外)	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
16種類の特定疾病 詳細は、Q2をご確認ください。		公的介護保険の サービスが 受けられません	○	公的介護保険の サービスが 受けられます
上記以外の 疾病・ケガ		公的介護保険の サービスが 受けられません	×	公的介護保険の サービスが 受けられます

Q2

40歳～64歳の方で、要介護状態の対象となる 特定疾病（16種類）とは具体的にどのような疾病ですか？

A2

以下の特定疾病（16種類）が対象となります。

40歳～64歳の方は、以下の特定疾病が原因の場合のみ、公的介護保険のサービスを受けられます。

※2026年3月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

■ 特定疾病

1	がん	医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
2	関節リウマチ	
3	筋萎縮性側索硬化症	
4	後縦靭帯骨化症	
5	骨折を伴う骨粗しょう症	
6	初老期における認知症	
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 およびパーキンソン病	
8	脊髄小脳変性症	

9	脊柱管狭窄症	
10	早老症	
11	多系統萎縮症	
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および 糖尿病性網膜症	
13	脳血管疾患	
14	閉塞性動脈硬化症	
15	慢性閉塞性肺疾患	
16	両側の膝関節または股関節に著しい 変形を伴う変形性関節症	

Q&A みなさんの疑問にお答えします。

Q3

「医療保障コース」に変更した場合の保障内容を教えてください。

A3

「医療保障コース」に変更した場合の保障内容は以下のとおりです
(入院給付金日額5,000円・保障移行可能年齢65歳の場合)。

医療保障 (*)	疾病入院給付金 ・ 災害入院給付金		病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき (1日目から)	5,000円	保険 期間 終身	
	手術 給付金	手術 (重大手術を除く)	入院中に手術を受けたとき 1回につき	5万円	外来による手術を受けたとき 1回につき		2.5万円
		重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など所定の重大手術を受けたとき	1回につき	20万円		
	放射線治療給付金		新生物の治療を目的として、所定の放射線治療を受けたとき	1回につき	5万円		

(*) 被保険者が死亡された場合は、ご契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

- コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- ご契約内容によっては指定できる入院給付金日額の上限が異なります。
- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。
- 保険金・給付金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。


Q&A みなさんの疑問にお答えします。

A3

医療保障 (*)	先進医療一時金	病気・ケガで所定の先進医療による療養を受けたとき	1回につき	5万円
	健康祝金	5年ごとの期間が満了したときに生存かつ5年ごとの期間中に継続10日以上入院に対する疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき	70歳時、75歳時にそれぞれ1回につき	10万円
プラス 死亡・介護・保障	介護保険金 ・ 死亡保険金	公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき または死亡したとき		介護保険金額 ・ 死亡保険金額

保険期間
終身

(*) 被保険者が死亡された場合は、ご契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。
また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

- コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- ご契約内容によっては指定できる入院給付金日額の上限が異なります。
- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。
- 保険金・給付金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



Q&A みなさんの疑問にお答えします。

Q4

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の払込保険料は、
生命保険料控除の対象になりますか？

A4

はい、対象となります（「一般生命保険料控除」となります）。

※2026年3月現在

Q&A みなさんの疑問にお答えします。

Q5

被保険者が要介護状態になり、介護保険金の請求連絡が難しい場合、どのようにしたらよいですか？

A5

あらかじめ「指定代理請求特約」の「指定代理請求人」を指定しておくことにより、ご家族の方が被保険者(受取人)に代わって介護保険金の請求をすることができます。「指定代理請求人」は、被保険者の配偶者・直系血族・3親等内の親族などを指定することができます。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

被保険者(保障の対象になっている方)が
保険金・給付金を申請できない特別な事情があるとき



被保険者



指定代理請求人

指定代理請求人が
代わりに
請求手続き可能

ご確認ください

本商品についてご確認いただきたいことを
わかりやすく動画で解説しています。

クリック

または



本商品のリスクについて

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」には、保険料払込期間中に解約した場合、「元本割れ」(解約払戻金額が既払込保険料を下回る)リスクがあります。*

■ 代表的な金融商品とのリスクの比較

金融商品のリスク	代表的な金融商品(株式・債券・投資信託)
元本割れリスク	下記各リスクの影響を受け、元本割れをするリスクがある
流動性リスク	金融商品を売りたいときに売ることができなかつたり、希望する価格で売れなかつたりする可能性がある
信用リスク (デフォルトリスク)	国や企業の財政難や経営不振などによって、元本や利息が返済されない可能性がある
株価(価格)変動リスク	株式の価格が上下することによって、投資した商品の価値が変動する可能性がある
為替変動リスク	外貨建て商品の場合、為替相場の動きによって円換算による価値が変動する可能性がある
金利変動リスク	金利の変動によって商品の価格が変動し、金利が上昇した場合は価格が下落する可能性がある

資産形成と保障のハイブリッド ツミタス

保険料払込期間中に解約した場合は、解約払戻金額が既払込保険料を下回るというリスクが生じる(*)

会社が破綻した場合のリスクはあるものの、「生命保険契約者保護機構」によって契約が保護される

※ご契約の際にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
※生命保険契約者保護機構について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

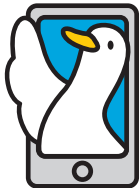
リスクはありません

※左記の変動リスクが生じても、受け取れる解約払戻金額が変動することはありません。

(*)ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります。
具体的には、「ご提案書」などをご確認ください。

目次に戻る

クリック



アフラック よりそうネット

便利なWebサイトのご案内

『アフラック よりそうネット』は、ご契約後にご利用いただけるサービスです。 ※法人契約の場合はご利用いただけません。

契約内容の確認や各種手続きなど、パソコンはもちろんスマートフォンからもアクセスでき、**いつでもどこでも便利にご利用いただけます。**

契約内容のご確認



保険証券がお手元になくても、**保障の内容や給付金額**など、スマートフォンやパソコンで簡単にご確認いただくことができ、もしもの場合でも安心です。

各種お手続き



住所変更



改姓



受取人変更



控除証明
再発行



振替口座
変更



クレジットカード
払いへの変更

オンラインならいつでもどこでもご利用いただけます。用紙の記入や郵送の手間が掛からないので、**スピーディ**で便利です。

ご契約者様専用サイト

「アフラック よりそうネット」

のご登録は

こちらをクリック

アフラック よりそうネット [クリック](#)

スマートフォンの方はこちらから



- ・「パンフレット」に記載の商品内容などは2026年6月22日現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。
“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※祝日・年末年始を除きます。

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。